教育委員会会議提出議案

第40号

福岡県立高等学校入学者選抜方針の改正について

このことを、別案のとおり提出する。

令和4年10月5日 教 育 長

(理由)

令和5年度福岡県立高等学校入学者選抜における第2志望校制度の実施等に 伴い、福岡県立高等学校入学者選抜方針について所要の改正を行うもの。 この方針において「定時制単位制課程」とは、学年による教育課程の区分を設けない定時 制の課程をいう。

1 基本方針

- (1) 高等学校入学者の選抜は、各高等学校に入学を希望する者について、当該高等学校の教育を受けるに足る能力・適性等を公正に判定することを基本として行うものとする。
- (2) 高等学校入学者の選抜に当たっては、中学校教育と高等学校教育の相互の関係を十分尊重し、特に、中学校教育が正常に運営されるよう配慮するものとする。
- (3) 高等学校入学者の選抜については、志願者の在学又は出身中学校等の校長(以下「中学校長」という。)から提出される調査書を重視し、より公正を期するため、併せて学力検査を行うものとする。

なお、定時制課程にあっては、必要に応じ更に面接を行うことができるものとし、満20歳以上(入学年度における4月1日現在)の入学志願者については、その希望により学力検査を行わず作文をもってこれに代えることができるものとする。

- (4) 一部の学校の学科,コース又は系については,当該学科,コース又は系の特色に応じた独自の面接,作文又は実技(「個性重視の特別試験」)を行うものとする。
- (5) 全日制課程にあっては、すべての学科、コース及び系において推薦入学者選抜又は特色化選抜を行うものとする。
- (6)帰国生徒等については、教育長が別に定めるところにより、特例措置を講じるものと する。

2 出願手続

- (1) 入学志願者は、入学願書を中学校長を経て、志願先高等学校長に提出するものとする。
- (2)入学志願者は、福岡県立高等学校の通学区域に関する規則(昭和32年福岡県教育委員会規則第17号)の規定により、1校に限り志願できるものとする。ただし、推薦入学者選抜又は特色化選抜の結果、合格内定とならなかった者については、再度、1校に限り志願できるものとする。
- (3)入学志願者は、教育長が別に定めるところにより、第2志望の高等学校名を付して志願できるものとする。
- (4) 入学志願者は、教育長が別に定めるところにより、1回に限り志願先<u>又は第2志望の</u> 高等学校を変更できるものとする。
- (5) 入学志願者は、志願先高等学校長が認める場合においては、志望順位をつけて当該高等学校の複数の学科、コース又は系に志願することができるものとする。

3 調査書

- (1) 中学校における調査書の作成に当たっては、中学校長を委員長とする調査書作成委員会を設け、中学校生徒指導要録に準拠して厳正にこれを行うものとする。
- (2) 調査書の記入事項のうち、「各教科の学習の記録」の第3学年の評定については、5 段階による評価を行うものとする。
- (3) 中学校長は、作成した調査書を、志願先高等学校長へ提出するものとする。
- (4) 教育長が別に定める一部の学校の学科,コース又は系においては,「各教科の学習の 記録」の第3学年の評定について,教育長が定める教科の評定を1.5倍して選考を行 うものとする。

4 学力検査

- (1) 学力検査は、国語、数学、社会、理科及び外国語(英語)の5教科について、県下同一問題で実施するものとする。なお、外国語(英語)については、リスニングテストを実施するものとする。
- (2)(1)の規定にかかわらず、教育長が別に定める一部の学校の学科、コース又は系においては、(1)に掲げる5教科のうち、教育長が定める教科を検査教科として実施するものとする。
- (3) 学力検査問題の作成に当たっては、中学校教育を損わないように留意するものとする。
- (4) 学力検査問題は、各教科ごとに60点を総点として作成するものとする。
- (5) 教育長が別に定める一部の学校の学科,コース又は系においては,(1) に規定する 学力検査問題に加え,30点を総点として作成する数学の問題を追加して実施するも のとする。
- (6) 教育長が別に定める一部の学校の学科,コース又は系においては,教育長が定める教 科の学力検査の得点を1.5倍して選考を行うものとする。
- (7) 学力検査当日、検査が実施できなかった場合は、後日追検査を行うものとする。 また、真にやむを得ない理由により受検できなかった者の取扱いについては、教育長が別に定めるものとする。

5 くくり募集

職業に関する学科の一部にあっては、くくり募集を行うことができるものとする。

6 補充募集

合格者が入学定員に満たない課程又は学科については、教育長が別に定めるところにより補充募集を行うものとする。

7 日程

入学者選抜に係る日程については、教育長が別に定めるものとする。

8 その他

その他、必要な事項については、教育長が別に定めるものとする。

附 則

この方針は、令和5年度福岡県立高等学校入学者選抜から適用する。

福岡県立高等学校(定時制単位制課程)入学者選抜方針(案)

この方針において「定時制単位制課程」とは,学年による教育課程の区分を設けない定時 制の課程をいう。

1 基本方針

- (1) 入学者の選抜は、福岡県立高等学校(定時制単位制課程)に入学を希望する者について、当該高等学校の教育を受けるに足る能力・適性等を公正に判定することを基本として行うものとする。
- (2)入学者の選抜に当たっては、中学校教育と高等学校教育の相互の関係を十分尊重し、特に、中学校教育が正常に運営されるよう配慮するものとする。
- (3) 勤労青少年,高校中退者,中学校新規卒業者など多様な入学者に対応するため,適切な時期に募集及び選抜を行うものとする。
- (4)生徒自身の興味・関心、能力・適性又は進路希望等に基づいた主体的な選択学習によってその特性の一層の伸長を図るため、受入れ(転・編入学を含む。)に当たっては、各種の選抜資料を総合し、志願者の個性や特性、学習意欲等を重視する入学者選抜を行うものとする。

2 入学者選抜の方法

(1) 各学科ごとにそれぞれ I 部 (午前), II 部 (午後), III 部 (夜間) に分けて入学者選抜を行うものとする。

なお、入学定員は前期・後期に分割して募集するものとする。

- (2) 前期入学者選抜にあっては、I 期入学試験、II 期入学試験及び転・編入学試験に分けて入学者選抜を行うものとする。
- ア I 期入学試験では、作文及び面接を実施し、その結果及び調査書等提出された書類を 総合して選抜するものとする。
- イ II 期入学試験では、学力検査及び面接を実施し、その結果及び調査書等提出された 書類を総合して選抜するものとする。

なお、学力検査は、福岡県立高等学校(定時制単位制課程を除く。)入学者選抜学力 検査と同一方法で行うものとする。

- (3) I 期入学試験に係る日程については、福岡県立高等学校推薦入学者選抜と同一日程で 実施し、II 期入学試験に係る日程については、福岡県立高等学校(定時制単位制課程を 除く。) 入学者選抜と同一日程で実施するものとする。
- (4)後期入学者選抜(転・編入学試験を除く。)については、前期 II 期入学試験に準じて 実施するものとする。
- (5) 転・編入学試験については、前期入学者選抜及び後期入学者選抜において、高等学校

教育の内容に準拠した学力検査及び面接を実施し、その結果及び提出された書類を総合して選抜するものとする。

(6)前期における転・編入学試験及び後期入学者選抜に係る日程は、教育長が別に定める ものとする。

(7) その他

前期における転・編入学試験及び後期入学者選抜において、転入学を希望する者を除き、満20歳以上(前期入学者選抜にあっては入学年度における4月1日現在、後期入学者選抜にあっては入学年度における10月1日現在)の入学志願者については、その希望により学力検査を行わず作文をもってこれに代えることができるものとする。

3 出願手続

- (1)入学志願者は、入学願書を志願者の在学又は出身中学校等の校長(以下「中学校長」という。)を経て、提出することを原則とする。なお、高等学校等に在籍している者又は過去に在籍し、修得単位を有する者については、当該学校の校長を経て、提出することを原則とする。
- (2) I 期入学試験,福岡県立高等学校推薦入学者選抜又は福岡県立高等学校特色化選抜の結果,合格内定とならなかった者については,その出願資格の区分によって,再度 II 期入学試験又は前期編入学試験に志願できるものとする。
- (3) II 期入学試験については、入学志願者は、教育長が別に定めるところにより、1回に限り志願先を変更できるものとする。
- (4) 入学志願者は、志願順位をつけて複数の学科・部に志願することができるものとする。

4 調査書

中学校長は調査書を作成し、志願先高等学校長に提出するものとする。

5 補充募集

合格者が入学定員に満たない学科については、教育長が別に定めるところにより補充募集を行うものとする。

6 その他

その他、必要な事項については、教育長が別に定めるものとする。

附 則

この方針は, 令和5年度福岡県立高等学校(定時制単位制課程)入学者選抜から適用する。

福岡県立高等学校(定時制単位制課程を除く。)入学者選抜方針新旧対照表

改正案	現行
(略)	(略)
2 出願手続 (1) ~ (2)(略) (3) 入学志願者は,教育長が別に定めると ころにより,第2志望の高等学校名を付して志願できるものとする。 (4) 入学志願者は,教育長が別に定めると ころにより,1回に限り志願先又は第2	2 出願手続 (1) ~ (2)(略) [新設] (3) 入学志願者は、教育長が別に定めると ころにより、1回に限り志願先を変更で
<u>志望の高等学校</u> を変更できるものとする。 (5)(略)	きるものとする。 <pre>_(4)(略)</pre> 3 調査書
3 調査書 (1)~(2)(略) (3)中学校長は,作成した調査書を,志願 先高等学校長へ提出するものとする。	(1) ~ (2) (略) [新設]
(4) 教育長が別に定める一部の学校の学科,コース又は系においては,「各教科の学習の記録」の第3学年の評定について,教育長が定める教科の評定を1.5倍して選考を行うものとする。 [削除]	(3) 教育長が別に定める一部の学校の学科,コース又は系においては,「各教科の学習の記録」の第3学年の評定について,教育長が定める教科の評定を1.5倍して選考を行うものとする。 (4)中学校長は,調査書に係る参考資料としての第3学年の評定に関する一覧表を付して志願先高等学校長に提出するものとする。
(以下 略)	(以下 略)

福岡県立高等学校(定時制単位制課程)入学者選抜方針新旧対照表

改正案	現行
(略)	(略)
4 調査書 中学校長は調査書を作成し、志願先高等 学校長に提出するものとする。	4 調査書 中学校長は調査書を作成し、これに係る 参考資料としての第3学年の評定に関す る一覧表を付して提出するものとする。
(以下 略)	(以下 略)

福岡県立高等学校入学者選抜方針の改正について(概要)

I 第2志望校制度の実施について

1 制度概要

- ・ 中学生の進路選択の幅を拡げ、県立高校を志願しやすい環境をつくるため、一般入学者選抜において、教育委員会が指定する高等学校(学科・コース)に対する第2志望での志願を認める。
 - ※ 特色化選抜、推薦入学者選抜では実施しない。
- ・ 第2志望校制度による受入れを実施する学校では、自校を第1志望とする者を選考後、なお欠員が生じている場合に限り、第2志望による志願者を選考する。
- ・ 第2志望校制度による志願は、学区外の高等学校へ行うことができる。

2 令和5年度入学者選抜における実施校

第2志望校として志願できる高等学校(学科・コース)は以下のとおり(全日制課程に限る。)。

- ・ 東鷹(普通科総合コース、総合生活科)
- 稲築志耕館(総合学科)
- 嘉穂東(普通科、英語科)
- 嘉穂総合(普通科総合コース、農業食品科、工業科、情報科)
- ・ 直方(普通科) ※ 普通科スポーツ科学コースは対象外
- ・ 筑豊 (総合ビジネス科、ビジネス情報科、生活デザイン科)

3 制度詳細

10 月中旬に策定予定の「令和5年度福岡県立高等学校入学者選抜要項」において公表。

Ⅱ その他

その他所要の改正を行う。

福岡県立高等学校(定時制単位制課程を除く。) 入学者選抜方針

この方針において「定時制単位制課程」とは、学年による教育課程の区分を設けない定時 制の課程をいう。

1 基本方針

- (1) 高等学校入学者の選抜は、各高等学校に入学を希望する者について、当該高等学校の教育を受けるに足る能力・適性等を公正に判定することを基本として行うものとする。
- (2) 高等学校入学者の選抜に当たっては、中学校教育と高等学校教育の相互の関係を十分尊重し、特に、中学校教育が正常に運営されるよう配慮するものとする。
- (3) 高等学校入学者の選抜については、志願者の在学又は出身中学校等の校長(以下「中学校長」という。)から提出される調査書を重視し、より公正を期するため、併せて学力検査を行うものとする。

なお、定時制課程にあっては、必要に応じ更に面接を行うことができるものとし、満20歳以上(入学年度における4月1日現在)の入学志願者については、その希望により学力検査を行わず作文をもってこれに代えることができるものとする。

- (4) 一部の学校の学科,コース又は系については,当該学科,コース又は系の特色に応じた独自の面接,作文又は実技(「個性重視の特別試験」)を行うものとする。
- (5) 全日制課程にあっては、すべての学科、コース及び系において推薦入学者選抜又は特色化選抜を行うものとする。
- (6)帰国生徒等については、教育長が別に定めるところにより、特例措置を講じるものとする。

2 出願手続

- (1) 入学志願者は、入学願書を中学校長を経て、志願先高等学校長に提出するものとする。
- (2)入学志願者は、福岡県立高等学校の通学区域に関する規則(昭和32年福岡県教育委員会規則第17号)の規定により、1校に限り志願できるものとする。ただし、推薦入学者選抜又は特色化選抜の結果、合格内定とならなかった者については、再度、1校に限り志願できるものとする。
- (3)入学志願者は、教育長が別に定めるところにより、1回に限り志願先を変更できるものとする。
- (4)入学志願者は、志願先高等学校長が認める場合においては、志望順位をつけて当該高等学校の複数の学科、コース又は系に志願することができるものとする。

3 調査書

- (1)中学校における調査書の作成に当たっては、中学校長を委員長とする調査書作成委員会を設け、中学校生徒指導要録に準拠して厳正にこれを行うものとする。
- (2) 調査書の記入事項のうち、「各教科の学習の記録」の第3学年の評定については、5 段階による評価を行うものとする。
- (3) 教育長が別に定める一部の学校の学科,コース又は系においては,「各教科の学習の記録」の第3学年の評定について,教育長が定める教科の評定を1.5倍して選考を行うものとする。
- (4) 中学校長は、調査書に係る参考資料としての第3学年の評定に関する一覧表を付して 志願先高等学校長に提出するものとする。

4 学力検査

- (1) 学力検査は、国語、数学、社会、理科及び外国語(英語)の5教科について、県下同一問題で実施するものとする。なお、外国語(英語)については、リスニングテストを実施するものとする。
- (2)(1)の規定にかかわらず、教育長が別に定める一部の学校の学科、コース又は系においては、(1)に掲げる5教科のうち、教育長が定める教科を検査教科として実施するものとする。
- (3) 学力検査問題の作成に当たっては、中学校教育を損わないように留意するものとする。
- (4) 学力検査問題は、各教科ごとに60点を総点として作成するものとする。
- (5) 教育長が別に定める一部の学校の学科,コース又は系においては,(1)に規定する 学力検査問題に加え,30点を総点として作成する数学の問題を追加して実施するも のとする。
- (6) 教育長が別に定める一部の学校の学科, コース又は系においては, 教育長が定める教 科の学力検査の得点を1.5倍して選考を行うものとする。
- (7) 学力検査当日、検査が実施できなかった場合は、後日追検査を行うものとする。 また、真にやむを得ない理由により受検できなかった者の取扱いについては、教育長が別に定めるものとする。

5 くくり募集

職業に関する学科の一部にあっては、くくり募集を行うことができるものとする。

6 補充募集

合格者が入学定員に満たない課程又は学科については、教育長が別に定めるところにより補充募集を行うものとする。

7 日程

入学者選抜に係る日程については、教育長が別に定めるものとする。

8 その他

その他、必要な事項については、教育長が別に定めるものとする。

附 則

この方針は、平成31年度福岡県立高等学校入学者選抜から適用する。

福岡県立高等学校(定時制単位制課程)入学者選抜方針

この方針において「定時制単位制課程」とは,学年による教育課程の区分を設けない定時 制の課程をいう。

1 基本方針

- (1) 入学者の選抜は、福岡県立高等学校(定時制単位制課程)に入学を希望する者について、当該高等学校の教育を受けるに足る能力・適性等を公正に判定することを基本として行うものとする。
- (2)入学者の選抜に当たっては、中学校教育と高等学校教育の相互の関係を十分尊重し、特に、中学校教育が正常に運営されるよう配慮するものとする。
- (3) 勤労青少年,高校中退者,中学校新規卒業者など多様な入学者に対応するため,適切な時期に募集及び選抜を行うものとする。
- (4) 生徒自身の興味・関心,能力・適性又は進路希望等に基づいた主体的な選択学習によってその特性の一層の伸長を図るため,受入れ(転・編入学を含む。)に当たっては,各種の選抜資料を総合し,志願者の個性や特性,学習意欲等を重視する入学者選抜を行うものとする。

2 入学者選抜の方法

(1) 各学科ごとにそれぞれ I 部 (午前), II 部 (午後), III 部 (夜間) に分けて入学者選抜を行うものとする。

なお、入学定員は前期・後期に分割して募集するものとする。

- (2) 前期入学者選抜にあっては、I 期入学試験、II 期入学試験及び転・編入学試験に分けて入学者選抜を行うものとする。
- ア I 期入学試験では、作文及び面接を実施し、その結果及び調査書等提出された書類を 総合して選抜するものとする。
- イ II 期入学試験では、学力検査及び面接を実施し、その結果及び調査書等提出された 書類を総合して選抜するものとする。

なお、学力検査は、福岡県立高等学校(定時制単位制課程を除く。)入学者選抜学力 検査と同一方法で行うものとする。

- (3) I 期入学試験に係る日程については、福岡県立高等学校推薦入学者選抜と同一日程で 実施し、II 期入学試験に係る日程については、福岡県立高等学校(定時制単位制課程を 除く。) 入学者選抜と同一日程で実施するものとする。
- (4)後期入学者選抜(転・編入学試験を除く。)については、前期 II 期入学試験に準じて 実施するものとする。
- (5) 転・編入学試験については、前期入学者選抜及び後期入学者選抜において、高等学校

教育の内容に準拠した学力検査及び面接を実施し、その結果及び提出された書類を総合して選抜するものとする。

(6) 前期における転・編入学試験及び後期入学者選抜に係る日程は、教育長が別に定めるものとする。

(7) その他

前期における転・編入学試験及び後期入学者選抜において、転入学を希望する者を除き、満20歳以上(前期入学者選抜にあっては入学年度における4月1日現在、後期入学者選抜にあっては入学年度における10月1日現在)の入学志願者については、その希望により学力検査を行わず作文をもってこれに代えることができるものとする。

3 出願手続

- (1)入学志願者は、入学願書を志願者の在学又は出身中学校等の校長(以下「中学校長」という。)を経て、提出することを原則とする。なお、高等学校等に在籍している者又は過去に在籍し、修得単位を有する者については、当該学校の校長を経て、提出することを原則とする。
- (2) I 期入学試験,福岡県立高等学校推薦入学者選抜又は福岡県立高等学校特色化選抜の結果,合格内定とならなかった者については,その出願資格の区分によって,再度 II 期入学試験又は前期編入学試験に志願できるものとする。
- (3) II 期入学試験については、入学志願者は、教育長が別に定めるところにより、1回に限り志願先を変更できるものとする。
- (4) 入学志願者は、志願順位をつけて複数の学科・部に志願することができるものとする。

4 調査書

中学校長は調査書を作成し、これに係る参考資料としての第3学年の評定に関する一覧表を付して提出するものとする。

5 補充募集

合格者が入学定員に満たない学科については、教育長が別に定めるところにより補充募集を行うものとする。

6 その他

その他、必要な事項については、教育長が別に定めるものとする。

附 則

この方針は、平成31年度福岡県立高等学校(定時制単位制課程)入学者選抜から適用する。